

## 29-21 役員会 議事概要

日時 平成29年10月26日(木) 11:25~12:10  
出席者 学長, 山本, 鶴岡, 尾西, 加納, 尾藤 各理事  
列席者 富樫, 橋本, 西村, 松田, 堀, 吉本, 伊藤 各副学長  
服部, 山中 各監事

### I. 審議事項

学長から、10月12日、10月19日、10月26日の拡大役員打合会で協議、了承、及び10月18日教育研究評議会で審議、了承された次の事項1~5の5件についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認(事項4を除く4件について)された。

なお、事項4「天津師範大学共同教育プログラムに関する協定の更新」については、拡大役員打合会における意見交換を踏まえ、協定の更新については承認することとし、実施については今後も慎重に協議・調整を行うこととする。

1. 三重大学地域拠点サテライト伊賀サテライト規程等の改正について
2. 三重大学医学部医学科収容定員の変更について
3. 省エネ積立金制度について
4. 天津師範大学共同教育プログラムに関する協定の更新について
5. マレーシアトレンガヌ大学(マレーシア)との国際交流協定の締結(新規)について

(10月26日拡大役員打合会:意見交換)

●まだ内容は確定されていないが、11月に教育学部が文部科学省においてヒアリングを受け、今後の教育学研究科の在り方について協議する予定となっており、教育学研究科が残れば教育学部が主体となって事業ができるが、文部科学省から教職大学院への大幅な移行について厳命されてくると、この事業が続かないのではないかと思うので、留意しなくてはならない。

●何名程度受け入れるのか。

→学部レベルで受け入れる日本語教育コースにはマキシマム20名の受け入れを申し入れられており、当初こちらでは15名まで減員する予定であったが、天津師範大学側では20名と考えている。

ただし、実際に入学している1・2年生は16名~17名程度であり、大学院へ進学する学生はおそらく5名以内であろうという程度で考えており、その5名程度を教育学研究科が無理な場合、他の研究科で受け入れ出来るかどうかといったところが課題になると考えている。

●人文学部は秋季入学を行っていないが、地域イノベーション学研究科ではどうか。

→10月から実施し、受け入れは可能であると思う。

→過去に天津師範大学とのダブルディグリー修了生が人文学部の大学院へ進学している実績もあり、その場合は中国では8月に卒業し、翌年の4月入学まで待って入学をしていることでもあり、そういうことも可能であると思っている。

●人文学部には秋季入学について検討してもらうことも必要である。

●大学院の正規生として受け入れるということであるが、検定料、入学料は免除になるという理屈と、授業料は徴収するがそれをまた留学生の各事業に使用(通常、授業料は全体の収入として取り扱うものである)するという考え方について理解ができないところであるがいかがか。

→独立採算で実施することを考えているものではなく、授業料収入として全体で受け入れた後に、本プログラムの運用の手当をお願いしたいという考え方である。

検定料、入学料免除については、何らかのメリットをこのプログラムの中に組み込まなけれ

ば通常の大学院進学と全く同じになってしまうことより、天津師範大学側への何らかの便宜供与ということで、この程度までであれば歩み寄れるのではないかと戦略本部の中で考えたものである。それをみなさんに理解いただけるような説明は必要であると考えている。

- なぜこのプログラムを続けなくてはいけないのか？何かこだわりがあり、続けなくてはいけない理由はあるのか？

→教育学部のプログラムの契約が終了した際には選択肢としてはこのまま共同学位制度を終了するという選択肢はあったが、その際に様々な立場の方と協議し、国際戦略本部会議でも協議してきたものであるが、このプログラムは三重大の特色あるプログラムとして、外部からも、文部科学省からも認められており、このプログラムの後継はどのようにしていくのかという直接の問い合わせもあったものである。

そういうことで三重大として何らかの形として、続けられる方が対外的にもあるいは大学の評価としても実績を上げるにしても意味はあるだろうと考えたものでもある。

実際、留学生の数を増やすという方針を持っており、そういう中で、これまで40名の留学生がプログラムの中で来ており、それが終了するとかなりの部分が減ることとなる。また、新しい留学生寄宿舍についても新しい制度で運用を始めているが、それもこの人達が来るからこそ手狭になったために新しい寄宿舍を建設したこともあること等を勘案すると、なんらかの後継プログラムをやって留学生の確保を図った方が良いと考え、苦労の上、ここに辿り着いたものである。

- 戦略的に他の有力な大学への横展開をしていくことは可能か？

→国際戦略本部としてはそういうことは考えており、このような形の共同学位制度を増やすということは将来の展望の中に謳っている。

- 色々な問題はあるが、タイムスケジュール的に天津師範大学は困っていて、協定が締結されないと1年生、2年生が宙に浮いてしまうこと、授業料が徴取できないような形になっていると聞いているが、その学生をどこで受け入れるのか、大学院にはマッチングして受け入れることとなると思うが、果たして何人がマッチングできるかといったことがわからないということや、教育学部の修士課程の行く末、入学料、検定料の問題など様々な問題はあるが、大学としては今までの歴史を考えると止める訳にはいかなく、留学生数の増などの課題も含め前向きに進めないといけなことは理解できるので、協定については進めることとするが、そういった問題があるということを皆さんと共有するということで理解をいただきたい。

また、全学的なプログラムとして取り組みたいので、各部局の協力はどんな形でもお願いすることとしたい。

(役員会：再確認意見)

- 来月、教育学部は文部科学省のヒアリングを受ける予定になっているが、教育学研究科から教職大学院への速やかな移行を文部科学省は全国的に推進している。

これを考えれば、天津師範大学のプログラムを教育学部・教育学研究科には大学側から託せないことになるので、その点を配慮し進めていただきたい。

## 6. 大学教職員の採用等協議について

企画総務部人事労務課長から、「資料：審-6」に基づき、説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

## 7. 大学教員の懲戒処分について【報告事項終了後、関係者のみにて審議】

学長から、「審査委員会報告」に基づき、「審査事由説明書(案)」について審議願いたい旨の発言があり、国立大学法人三重大職員懲戒の審査規程第6条第2項に基づき無記名投票

を行った結果、出席者全員により可決され、原案どおり承認された。

また、審査事由説明書については、本日交付することとした。

なお、学長から、審査事由説明書の交付日の翌日から14日間意見陳述の機会を与えることとし、その間に意見陳述の請求がない場合又は陳述請求しない旨の申し出があった場合には、改めて役員会を開催して懲戒処分を決定することが確認された。

## 8. その他

なし

## II. 報告事項

### 1. 教養教育機構長の選考について

学長から、「資料：報－1」により、現教養教育機構長の任期満了に伴う次期教養教育機構長の選考についての報告があった。

### 2. 医学部附属病院収支報告

伊藤副学長から、「資料：報－2」に基づき、医学部附属病院収支についての報告があった。

### 3. 平成29年度資金運用状況（第2・3四半期分）について

財務部長から、「資料：報－3」に基づき、平成29年度資金運用状況（第2・3四半期分）についての報告があった。

### 4. その他

#### ①「地域医療と三重大学」について

伊藤副学長から、地域医療と三重大学との関係及び、地域医療構想への対応についての課題等についての報告があった。

以 上